

総務省政務三役会議

平成 22 年 9 月 7 日
16:30 ~ 17:00
進行：渡辺副大臣

1 大臣挨拶

2 協議事項

3 報告事項

- 各府省における出先機関の事務・権限仕分け（「自己仕分け」）結果について
（逢坂総理補佐官） 資料 1
- 準天頂衛星に関する政務官 P T（第 1 回）会合の結果について
（小川大臣政務官） 資料 2

4 その他

- 出口晴三氏（元葛飾区長・東京都議）の講演・意見交換

各府省による出先機関の事務・権限仕分け（「自己仕分け」）結果について

「地域主権戦略大綱」に従い、各府省（8府省）は、出先機関（13機関）が所管する約500事項にわたる事務・権限の一つ一つについて、自己仕分けを行った。

8府省13機関の内訳

- | | | | | | |
|---------|------------|----------|--------|----------|----------|
| 【内閣府】 | ○沖縄総合事務局 | 【農林水産省】 | ○地方農政局 | ○森林管理局 | ○漁業調整事務所 |
| 【総務省】 | ○総合通信局 | 【経済産業省】 | ○経済産業局 | | |
| 【法務省】 | ○法務局・地方法務局 | 【国土交通省】 | ○地方整備局 | ○北海道開発局 | ○地方運輸局 |
| 【厚生労働省】 | ○地方厚生局 | ○都道府県労働局 | 【環境省】 | ○地方環境事務所 | |

※ 都道府県労働局分は、8月25日の労働政策審議会に報告。
経済産業局分は、8月26日、27日に事務・権限仕分けに関する外部有識者会議を開催。

- 自己仕分けの結果をざっと見ると、「地方自治体に移譲するもの」とされているものは条件付きも含めて1割程度か？（※現在、一つ一つの事務・権限ごとにその内容を精査中）
- 各府省の自己仕分け結果の概要は次回の地域主権戦略会議に報告する予定。
報告を踏まえ、今後、地域主権戦略会議としての事務・権限仕分けを行い、年内目途に「アクション・プラン（仮称）」を策定。

内閣官房宇宙開発戦略本部
準天頂衛星に関するプロジェクトチーム 第1回会合

- 1 日時 平成22年9月7日（火）15:00～16:00
- 2 場所 中央合同庁舎4号館 10階 1015会議室
- 3 出席者 泉内閣府大臣政務官（宇宙開発担当）、小川総務大臣政務官、後藤文部科学大臣政務官、佐々木農林水産大臣政務官、近藤経済産業大臣政務官、津川国土交通大臣政務官、楠田防衛大臣政務官、片桐警察庁次長
- 4 議事次第
 - （1） 準天頂衛星に関するプロジェクトチームの運営について
 - （2） 準天頂衛星の経緯と現状について
 - （3） 準天頂衛星に係る検討課題と今後の進め方について
 - （3） 意見交換

靖国神社護国の英霊合祀経過

昭和20年

昭和20年8月15日 終戦の玉音放送

昭和20年8月16日 大本営・停戦命令を陸・海両軍に発令

昭和27年4月28日 「サンフランシスコ対日講和条約」の発効により国際社会に独立復帰

昭和27年7月 1,224名の戦犯に対して、全国で釈放運動が起こり 4,000万人の嘆願署名が集まる

昭和28年8月3日 「戦争犯罪による受刑者の赦免に関する決議」が第16回国会衆議院本会議第35号で可決
A級戦犯は昭和31年、B.C級戦犯は昭和33年に釈放

昭和30年

昭和31年4月19日 「靖国神社合祀協力について」(厚生省引揚援護局長・援発第3025号)
『都道府県・復員連絡局・同支部・靖国神社宛』 鳩山一郎首相・小林英三厚生大臣

昭和34年3月10日 「日本国との平和条約11条関係祭神名票送付について」
(厚生省引揚援護局復員課長・復員第316号)
『靖国神社調査部長宛』 岸信介首相・坂田道太厚生大臣

昭和40年

昭和41年2月8日 「靖国神社未合祀戦争裁判関係死没者に関する祭神名票について」
(厚生省引揚援護局調査課長・調査第74号)
『靖国神社調査部長宛』 佐藤栄作首相・鈴木善幸厚生大臣

昭和46年2月2日 「旧陸軍関係戦没者身分等調査事務処理要領について」
(厚生省援護局長・援発第119号)
『各都道府県知事宛』 佐藤栄作首相・内田常雄厚生大臣

昭和50年

昭和53年秋季例大祭 A級戦犯合祀実施

昭和54年4月19日 新聞報道により「A級戦犯合祀」が国民の知ることとなる。

「昭和41年2月8日 昭和殉難者」として、厚生省より靖国神社に送付された所謂A級戦犯と言われる方々の「祭神名票」の取り扱いが「靖国神社」は苦慮を極め、昭和45年「靖国神社 崇敬者総代会」に於いて合祀の決定を成すも、筑波宮司は「しばらくの間、官司預かり」として「元宮・霊篋簿」への祀りこみは見送られました。

昭和53年秋季例大祭で「元宮・霊篋簿」への祀りこみがなされ、正式にA級戦犯の靖国神社合祀が確定しました。

しかしながら、この「昭和41年2月8日」から「昭和53年秋季例大祭」までの時の流れの間に「昭和46年2月2日の厚生省から各都道府県知事宛の通達」がある。

「靖国神社合祀事務協力について(昭和31年4月19日厚生省引揚援護局長発各都道府県知事宛通知)およびこれに関連する同31年4月19日から同45年8月4日までの間に靖国神社合祀事務協力に関する諸通知は、廃止する。」

つまり靖国神社、厚生省から通知があり、それに基づいて実施をした時には「将に、時既に遅し」と申すか「二階に上がって、梯子を外された」の如き状況が厚生省・政府によってもたらされた、と言うのが実態と思われます。

A級戦犯の靖国神社合祀は、このような厚生省の揺れに揺れた姿勢に端を発し、今日の混乱が象徴的に生じたと思われます。第一に厚生省・政府の責任と姿勢が問われるものです。

金融2社の委託がなくなった状態の郵便事業の収支（試算）

■試算の考え方（別紙参照）

- 平成21年度決算データを用いて、金融2社の委託がなくなった状態での郵便局会社の営業損益への影響を、一定の前提により試算し、最終的には郵便事業(株)の郵便事業に係る利益と相殺して試算。
- 現在の全ての郵便局(20,205局)の維持を前提とし（簡易局も維持）、郵便業務量の変動に伴う局舎面積は、一定の前提により、ケース別に試算。

■試算結果

前提	試算結果	郵便料金値上げで赤字を賄う場合(注2)
【ケース1】 局舎面積は現状のまま	年間約3,300億円の赤字 (地域貢献資金を最大限使用した場合(注1)でも、約3,000億円の赤字)	第1種 22円 第2種 17円 の値上げ
【ケース2】 局舎面積は、郵便局における要員数比(試算値53.2%)で縮小	年間約2,900億円の赤字 (地域貢献資金を最大限使用した場合(注1)でも、約2,700億円の赤字)	第1種 19円 第2種 15円 の値上げ

(注1)仮に、社会・地域貢献基金が2兆円積み立てられたと仮定しても、運用益(国債10年物:22年平均1.283%)は約257億円。

(現在の社会・地域貢献基金残高は298億円であり、運用益は約4億円)

(注2)値上げによる取扱物数減の可能性もあるが、それは見込んでいない。

(参考)郵便事業(株)の法人税等負担額は、241億円(H21年度)

■試算の前提条件

- 平成21年度決算データを用いて、金融2社の委託がなくなった状態での郵便局会社の営業損益への影響を試算し、最終的には郵便事業(株)の郵便事業に係る利益と相殺して試算。

(参考)平成21年度決算

郵便事業(株)の郵便業務の黒字:589億円

郵便局会社の郵便業務受託手数料:2,093億円

銀行代理業務手数料:6,325億円

生命保険代理手数料:4,052億円

- 郵便局会社の必要要員数は、郵便事業の業務量のみを処理する前提で推計。
(業務量変動に伴い変動すると想定される費用項目について、業務量比、要員数比等で調整)
- 業務量の変動に伴う局舎の面積については、①現状のまま、②要員数比で縮小した場合のケース別に試算。
- 地域貢献資金は、本来、地域貢献業務(金融2社の代理業務等)の実施に要する費用に充てるものとして社会・地域貢献基金から郵便局会社に交付されるものであるが、今回、仮に当該基金の運用益を使用できる場合についても試算。